

# 爆発物の原料となり得る化学物質 の保管管理の徹底について

## 対象とする化学物質

国内外で発生した爆発物使用テロ事件、爆発物製造事件等において使用されるなど、爆発物を使用したテロ防止の観点から重要となる以下の11品目を対象品目とする。

### 【指定11品目の譲渡手続等】

化学物質名		用 途	譲渡手続等
毒劇法上の劇物	硫酸	試薬、バッテリー	毒劇法により、 ・ 毒物又は劇物の名称及び数量 ・ 販売又は授与の年月日 ・ 譲受人の氏名、職業及び住所 を記載した譲受書の提出が必要。
	塩酸（塩化水素）	試薬、バッテリー、トル洗浄剤	
	過酸化水素	漂白剤、消毒剤	
	硝酸	試薬	
	塩素酸カリウム	試薬、花火	
	塩素酸ナトリウム		
尿素		肥料	特になし
硝酸アンモニウム		肥料（硝安）、瞬間冷却材	
アセトン		有機溶剤、除光液	
ヘキサミン		医薬品（利尿剤）、固形燃料	
硝酸カリウム		肥料（硝石）	

※ なお、上記の劇物は、医薬品として販売される場合は、医薬品・医療機器法（旧薬事法）の「劇物」に該当し、同法により譲受書の提出が必要となる。